

小田原市監査委員公表第20号

令和3年11月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

令和3年度指定管理施設監査の結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき、指定管理施設監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査

第3 監査の対象

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行
- 3 施設の管理及び運営

(令和2年度執行分を対象とするが、市の指定事務は平成30年度以後のもの、現金・預金の管理は監査実施期間のものを含む。)

対象施設 小田原市斎場 (小田原市久野 3664-8)

所管課 環境保護課

指定管理者 小田原斎場PFI株式会社

第4 監査の目的

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- 3 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、施設の特性、委託する事務の内容を踏まえて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないリスク	[所管課] ・ 指定管理者の指定手続は適正か ・ 事業契約書の内容は適正か
2	利用者の安全が確保されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者の安全が確保されているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
3	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか

4	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	<p>[指定管理者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理とその他の業務との経理の区分がされているか ・斎場使用料の取扱い、会計処理は適正か <p>[所管課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の支出事務は適正か ・目的外使用料の収入事務は適正か ・監督責任を果たしているか
5	指定管理者による管理・運営のメリットが発揮されないリスク	<p>[指定管理者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の創意工夫が発揮され、良質な公共サービスの提供がもたらされているか ・利用者等の声が把握されているか
6	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	<p>[指定管理者・所管課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定書等に定めるモニタリング（報告、確認・評価）を行っているか <p>[所管課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの結果に基づき事業の見直し、改善を行っているか

第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、事業契約書、事業計画書、事業報告書、収支報告書、帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員及び指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行は重要な点において当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

[除外事項]

(1) 利用者の安全の確保について

災害発生時や荒天時に、来場者が避難する際の対応体制は整っていると評価できるが、来場者が避難できずに斎場に留まらざるを得ない状況を想定したマニュアル・体制等が整備されていない。市（環境保護課）は来場者が斎場に留まらざるを得ない状況への対応を指定管理者に整えさせる必要がある。

(2) 情報の公開について

事業契約書に、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条で定めることとされている「指定施設の管理を行うに当たり保有する情報の公開に関する事項」が規定されていない。市（環境保護課）は当該事項について、指定管理者と協定の締結等を行う必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

(1) 個人情報の管理体制について

指定管理者が行う個人情報の保護状況の確認について市（環境保護課）が不適切な事項を確認した際、指定管理者に改善は求めたものの、個人情報の管理に異常はないかを市（環境保護課）自ら確認はしていなかった。個人情報の保護等の市民に重大な影響を及ぼす事項については、指定管理者へ指示するだけでなく、市（環境保護課）としても適切にリスク管理をする必要があると考える。

(2) 第三者への再委託について

指定管理者は、構成企業から第三者へ委託している保守点検等の業務について、事業契約書第 50 条第 2 項に定める届出をせず、市（環境保護課）の事前の承諾を得ていない。市（環境保護課）は指定管理者に対して確実に届出をさせる必要がある。

(3) 日報の作成について

運營業務日報チェックシートのチェック欄にあらかじめチェックマークが印字されていた。チェック欄の使用方法について、市（環境保護課）と指定管理者において認識が異なっており、チェック漏れが発生するリスクがあることから、チェックが確実に実施される方法について検討する必要がある。

2 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおりであり、改善を要するものとして指摘すべき事項は認められなかった。

市（環境保護課）は、月次や年次で着実にモニタリングを実施し、指定管理者に対する確な指導等を行っている。また、それらモニタリングの結果が、電力調達先の変更や灯油の購入契約見直しによる光熱水費の縮減、火葬時間の短縮など、業務の改善やサービスの向上に反映されている。

今後も、モニタリングの質を維持することで、更なる業務の改善や利用者サービスの向上につながることを期待する。